ノ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
オ　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報
ク　地方公務員災害補償法第二十八条の休業補償、同法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報
ヤ　失業等給付関係情報
マ　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
ケ　公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　要保護者等に係る前号に掲げる情報
三　生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務　要保護者等に係る第一号に掲げる情報
四　生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報
五　生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報
六　生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務　要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

第四十五条　第二条の表四十三の項で定める事務は、生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金又は同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給に関する事務とし、同表四十三の項で定める情報は、当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報とする。

第四十六条　第二条の表四十四の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　建築基準法第七十七条の五十八第一項の建築基準適合判定資格者の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　建築基準法第七十七条の六十の建築基準適合判定資格者の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　建築基準法第七十七条の六十一の建築基準適合判定資格者の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
四　建築基準法第七十七条の六十二第一項（第三号に限る。）の建築基準適合判定資格者の登録の消除に関する事務　当該消除に係る者に係る戸籍関係情報
五　建築基準法第七十七条の六十六第一項の構造計算適合判定資格者の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
六　建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十の構造計算適合判定資格者の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
七　建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十一の構造計算適合判定資格者の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
八　建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十二第一項（第三号に限る。）の構造計算適合判定資格者の登録の消除に関する事務　当該消除に係る者に係る戸籍関係情報
九　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の十一第一項の建築基準適合判定資格者登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
十　建築基準法施行規則第十条の十五の六において読み替えて準用する同令第十条の十一第一項の構造計算適合判定資格者登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十七条　第二条の表四十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　建築士法第四条第一項の一級建築士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　建築士法第五条の二第一項（同法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の一級建築士の住所等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る戸籍関係情報
三　建築士法第八条の二（第一号に限る。）の一級建築士の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
四　建築士法第九条第一項（第三号に限る。）の一級建築士の免許の取消しに関する事務　当該取消しに係る者に係る戸籍関係情報
五　建築士法第十条の三第一項（同法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の構造設計一級建築士証又は同法第十条の三第二項（同法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の設備設計一級建築士証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十八条　第二条の表四十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　建築士法第四条第三項の二級建築士又は木造建築士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　建築士法第五条の二第一項（同法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項の二級建築士又は木造建築士の住所等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者に係る戸籍関係情報
三　建築士法第八条の二（第一号に限る。）の二級建築士又は木造建築士の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報
四　建築士法第九条第一項（第三号に限る。）の二級建築士又は木造建築士の免許の取消しに関する事務　当該取消しに係る者に係る戸籍関係情報

第四十九条　第二条の表四十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　クリーニング業法第六条のクリーニング師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第六条第一項のクリーニング師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
三　クリーニング業法施行規則第八条のクリーニング師免許証の訂正の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報
四　クリーニング業法施行規則第十条第二項のクリーニング師免許証の返納に関する事務　当該クリーニング師免許証の交付を受けた者に係る戸籍関係情報